契約締結前交付書面

商品先物取引

相場ライフ

（電子取引契約）

2015 年 6 月

岡安商事株式会社
OKAYASU SHOJI CO.,LTD.

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認いただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目　　次

重要事項 ····· 2

１．契約の概要 ····· 3

商品先物取引のリスク

商品先物取引のコスト

取引に関する制限

お客様の資産の保全

２．商品先物取引の基礎····· 5

商品先物取引とは

建玉の値洗い

３．取引の手続き····· 6

４．証拠金について····· 8

建玉を維持するために必要な証拠金額（委託者証拠金）

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額）

充用有価証券を差し入れている場合の証拠金不足（現金の不足額）

証拠金の預託の方法

証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

５．手数料 ····· 11

６．債務の履行、決済の方法····· 11

７．契約の終了事由····· 12

８．税金の概要 ····· 13

９．当社の商品先物取引業の内容および方法の概要····· 13

１０．当社の概要 ····· 13

１１．商品先物取引の主要な用語····· 15

１２．特定取引（差玉向かい）について····· 17

重　要　事　項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額にくらべて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて（決済時に合わせて）手数料を徴収します。

万が一、当社が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は株式会社日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても日本商品委託者保護基金への分離預託／日本商品委託者保護基金との代位弁済契約による保全措置を行っていますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより１千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

１．契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」における商品先物取引です。当社の取扱い商品及び各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、別紙をご覧ください。

株式会社東京商品取引所　（ http://www.tocom.or.jp/jp/ ）
東京都中央区日本橋堀留町１丁目 10 番７号
（電話）03-3661-9191

商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね 10～30 倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて決済時に合わせて手数料を徴収します。手数料の額についてはお取引画面でご確認下さい。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることになりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料が発生いたしますので、ご注意ください。

取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）がありますので、限月の納会日までに建玉を反対売買にて差金決済する方法と現物を受渡しして決済する方法の２通りあります。

当社電子取引相場ライフ（以下相場ライフ）では、値洗損益金通算額が益金となる場合には当該額を現金授受予定額に加えますが、値洗損益金通算額が益金となる場合の値洗益金の出金は行ないません。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、当社が株式会社日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、【日本商品委託者保護基金との代位弁済契約により／日本商品委託者保護基金への分離預託により】保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について１千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

但し、差換預託の場合は、全て金銭（日本円）にて返還が行われるため、そのための換金費用はその取引証拠金から差し引かれます。

詳細につきましては、当社または株式会社日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構　（ http://www.jcch.co.jp/ ）
東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7　（電話）03-5847-7521

日本商品委託者保護基金　（ http://www.hogokikin.or.jp/ ）
東京都中央区日本橋人形町 3 丁目 8 番 1 号（電話）03-3668-3451

２．商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。

② 商品の品質や代金は取引時に決める。

③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。

④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。

⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね３～５％程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（通常はその日の最終約定値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページや新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

３．取引の手続き

ここでは、電子取引に係る商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

① 契約の締結から取引の終了までインターネットを利用した当社のホームページより行っていただきます。

② 当社のホームページより、電磁的方法により、あらかじめ反社会的勢力でない旨の確約に同意をいただいた上で、「契約締結前交付書面」（本書面）、電子取引に係る取扱規程取扱説明書および「受託契約準則」を電磁交付いたします。電磁交付書面の内容を熟読ください。ご不明の点がある場合にはお電話またはメールにてご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。先物取引の約諾に同意をいただく前に、お客様の取引内容について理解度を確認させていただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。

③ 「商品先物取引の危険性を承知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、「先物取引の約諾」に同意下さい。また、あわせて「委託者照会システムについて」「電磁交付」「特約」、「証拠金預り証発行省略」、「反社会的勢力でない旨の確約」に同意下さい。電子取引においては上記について同意いただける場合のみの取り扱いとなります。

④ 「登録情報入力フォーム」に基本情報、勤務先情報、振込先情報をご入力ください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、商品先物取引を行う目的、投資経験などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力ください。

⑤ ご登録をいただいた情報をもとに、口座開設の可否について審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。口座開設の可否については、メールおよび郵便にてお知らせいたします。

⑥ 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行います。当社よりご登録をいただきましたご自宅の住所に、お取引の際のＩＤ・パスワード・暗証番号・指定振込先口座を

転送不要の簡易書留で通知いたします。

⑦ 通知した内容を承諾したうえでお客様より証拠金等の入金をいただくことにより契約成立となります。

⑧ 注文は相場ライフお取引画面より２４時間おこなえます。ただしシステムのメンテナンスにより注文の発注が行えない時間がございます。注文の際には、商品取引所名・商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類（ＬＯ，ＭＯ，ＭＴＬＯ，ＳＯ，ＢＬＯ）、約定条件（ＦａＳ，ＦｏＳ，ＦａＫ）をご入力下さい。

注文成立の優先順位は「価格優先・時間の優先の原則」に基づいて決定されます。

当限の新規建玉は、金、銀、白金、パラジウム、ゴム、ガソリン、灯油、軽油、中京ガソリン、中京灯油、小豆、粗糖は、当限納会日の属する月の 14 日日中取引まで（休業日である場合は順次繰り上げ）、一般大豆、とうもろこしは、当限納会日の前月末営業日日中取引まで、現金決済商品（原油、金ミニ、白金ミニ）は、取引最終日までとなります。

⑨ 注文の結果については、お取引画面でご確認ください。

⑩ 注文が成立した場合には「売買報告書及び売買計算書」を電磁交付いたしますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご連絡ください。

⑪ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。

⑫ 値洗損益金通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には取引画面及びメールにて通知をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。

⑬ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（ＣＢ）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等（ザラバ）については商品取引所のホームページをご参照ください。

⑭ 毎月末に「残高照合通知書」を電磁交付いたします。記載内容をご確認ください。

記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご連絡ください。

⑮ 受渡しによる決済を行わない場合は、東京商品取引所の現金決済商品（原油、金ミニ、白金ミニ）および一般大豆、とうもろこし以外は、当該建玉の納会日の属する月の１５日（休業日である場合は順次繰り上げ）日中立会終了までに反対売買により差金決済を行ってください。一般大豆、とうもろこしは、当該建玉の納会日の属する月の 1 日（休業日である場合は順次繰り上げ）日中立会終了までに反対売買により差金決済

を行ってください。現金決済商品については、当該建玉の納会日終了までに反対売買により差金決済を行ってください。取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料を差し引いた額を預り証拠金に加減します。また、「売買報告書及び売買計算」を電磁交付いたしますので、内容をご確認ください。

⑯ 建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合にはお取引画面より出金額をご指示下さい。営業日１５時１５分までに受付けられましたご依頼は、その翌営業日にお客様のご登録銀行口座へお振込させていただきます。

４．証拠金について

委託者証拠金

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」と言います。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じて SPAN®（スパン）を用いて計算された金額（取引証拠金維持額）以上の額で決定することとされております。

① SPAN®に準じた建玉状況に基づくリスク対応方式

② 株式会社日本商品清算機構が公表する、商品毎に過去の変動率から個別の証拠金を計算したＰＳＲ（Price Scan Range）方式

（PSR×銘柄毎建玉枚数＋納会月割増額）

※納会月割増額とは、当社において定めた証拠金であり建玉が納会月を迎えた際に JCCH が公表する納会月割増額と同額となります。

相場ライフでは上記の二通りの方式を「委託者証拠金」として定めておりますが、PSR 方式に基づく証拠金計算方式及び事前預託（預託の時期）を標準とさせていただきます。

SPAN®に基づく証拠金計算方式及につきましてはお客様のお申し出により対応可能といたします。この証拠金計算方式を適用の方は、受入証拠金の総額が委託者証拠金（取引証拠金維持額）未満となった場合、自動決済（ロスカット）が行われます。

なお、「取引証拠金維持額」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は一定の金額ではありません。

相場ライフお取引画面では、委託者証拠金を委託者必要証拠金と表示しています。

受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減した（益勘定の場合は加算し、損勘定の場合は減算します。）金額を「受入証拠金の総額」と言います。

受入証拠金の総額　＝　預り証拠金額　±　値洗損益金通算額 ±　売買差損益金

建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

〔建玉を維持するために必要な状態〕 受入証拠金の総額　≧　委託者証拠金

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託　（総額の不足額と現金不足額）

総額の不足額

「受入証拠金額の総額」が「委託者証拠金」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。

このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

証拠金の不足額＝ 受入証拠金の総額 － 委託者証拠金 （マイナスの場合）

現金不足額

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた金銭の額が後述の「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

現金不足額＝ 預り証拠金のうち現金 － 現金支払予定額

「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を言い、「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額および売買差損益金（未清算）を加減した額を言います。

現金支払予定額 ＝ 現金授受予定額がマイナスの場合の金額 現金授受予定額 ＝　値洗損益金通算額 ± 売買差損益金

証拠金の不足額

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

証拠金の不足額 ＝ 「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用（充用）をすることができます。（充用有価証券の種類およびその充用価格については、弊社ホームページでご確認下さい。）

充用有価証券を差し入れている場合には、証拠金の不足額は前述の「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

なお、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金等で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

（ただし、当社では特約を締結した場合にのみ充用有価証券等をもって現金不足額に充てることができるものとします。）

証拠金不足は、たとえば次のような場合に発生します。

新規注文により建玉を行った場合には、保有する建玉の状況が変化することになるので、建玉を維持するために必要な「委託者証拠金」が増額して、証拠金不足が生じることがあります。その場合には、新規注文の受注前までにご入金ください。

また、商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「委託者証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌業日正午までに不足額をご入金ください。

不足額が期限までに預託されない場合は、正午以降全ての建玉を処分できるものとさせていただきます。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、保有する建玉を全て決済し、売買差損金

や発生した不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

証拠金の預託の方法

当社指定の口座にお振込みください。当社指定の口座はお取引画面にて確認できます。また口座開設時に郵便でもお伝えいたします。

証拠金の返還の時期および方法　（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金」および「値洗損益金通算額」（益の場合）を差しい引いた金額となります。

預り証拠金余剰額　＝　受入証拠金の総額 －　委託者証拠金 －　値洗損益金通算額（益の場合）

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、お取引画面より出金額をご指示下さい。営業日１５時１５分までに受付けられましたご依頼は、その翌営業日にお客様のご登録銀行口座へお振込させていただきます。

なお、相場ライフでは値洗損益金通算額が益金となる場合には当該額を現金授受予定額に加えますが、値洗損益金通算額が益金となる場合の値洗益金の出金は行ないません。

５．手数料

注文が成立したときは、売買枚数に応じて決済時にあわせて手数料を預り証拠金から差し引きます。お取引画面でご確認ください。

６．債務の履行、決済の方法

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、相場ライフのお取引画面よりおこなってください。

仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたしま

す。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

建玉を全て決済した場合に、預り証拠金が売買差損金および手数料に不足するときは、当社の指定する日時までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

なお、現物の受渡しによる決済を行わない場合で、当社が指定した日時までに決済がなかった場合には、当社において建玉を処分します。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。

７．契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

・ 絶対不適格者に該当することが判明した場合

1. 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない場合
2. 商品先物取引に関わる知識、締結する目的又は判断能力等の適合性に欠ける場合 取引資金に適合性を欠く場合
3. 過去に商品取引事故を恣意的に惹起し、若しくは惹起する恐れがある場合又は反社会的勢力でない旨の確約が虚偽であると認められた場合、反社会的組織に属すると認められた場合、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めた場合
4. 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある場合
5. 当社が、その者が過去に行った商品先物取引及びその他金融取引において、不適切な取引があったと判断する場合
6. その他前記に準ずる場合

・ 原則不適格者に該当することが判明した場合

1. 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている場合、但し「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう
2. 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する場合
3. 既に当社で対面取引の建玉がある委託者乃至建玉が見込まれる場合
4. ７５歳以上の高齢者で当社にて取引継続中に７５歳以上に達した場合
5. その他、前記に準ずる場合

・不正資金による取引証拠金の預託を受けていたことが判明した場合及びその疑いがある場合

・本人確認ができない場合（郵送物が返送される場合も含む）

８．税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

９．当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第 2 条 22 項にあたります。
また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項 1 号）の受委託にあたり、お客様の注文を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用し受注する電子取引の方法により行います。当社は株式会社東京商品取引所、大阪堂島商品取引所の受託取引参加者であり、お客様から委託を受けて受注した注文を上記商品取引所において、当社の名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

また、当社ではこの他に「取引所外国為替証拠金取引（くりっく３６５）」（同条項 5 号）を行っております。

１０．当社の概要

商　号	岡安商事株式会社
所在地	大阪府大阪市中央区北浜二丁目 3 番 8 号
連絡先	電話番号（代表）　06-6222-0001 お客様相談窓口（東京本部統括店　管理部） 0120-551-658
設　立	1952 年 10 月
代表者	代表取締役会長　岡本　安明
資本金	12 億円
主な業務	商品先物取引業、商品ファンド、外国為替証拠金取引（くりっく 365）
加入協会	日本商品先物取引協会

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、お客様サポート窓口までメールまたはお電話でお問合せください。

相場ライフ　お客様サポート窓口

e-mail　　info@soubalife.com

電　　話　　0120-73-1156

受付時間　平日：9時～18時（土日祝祭日を除く）

取引の内容に異議がある場合は、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、管理部がお客様からの苦情や相談を受け付け、弊社「苦情等処理規定」に基づき、速やかに書面及び電話等により対応し、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。

当社　「お客様相談窓口」

電　　話　0120-551-658

受付時間　平日：9時～18時（土日祝祭日を除く）

日本商品先物取引協会　「相談センター」

http://www.nisshokyo.or.jp/

〒103-0012　東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

電　話　03-3664-6243

電話受付時間　月～金（祝祭日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

１１．商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。 したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。 なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。
約諾書	商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。
受託契約準則	受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。
証拠金預り証	法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。
売買報告書及び売買計算書	受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。
残高照合通知書	受託契約準則に基づき、毎月送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、異議の有無について同封のはがきにより必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。 電子取引においては、電磁的方法により交付いたします。

SPAN®（スパン）	SPAN®とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN®証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、㈱日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金を定めることとされています。
直接預託 差換預託	商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は㈱日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま㈱日本商品清算機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で㈱日本商品清算機構に預託する場合を「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。
限　月	契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。
差金決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「（建玉を）仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。
現物の受渡しによる決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品によっては、ガソリンのようにタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の個人投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。また、商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合もあります。詳細につきましては業者または商品取引所にお問い合わせください。
㈱日本商品清算機構（JCCH）	株式会社日本商品清算機構（JCCH）は、「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。

日本商品先物取引協会	日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。 日商協の「相談センター」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。日商協は、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。 **日本商品先物取引協会　相談センター** http://www.nisshokyo.or.jp/ 〒103-0012　東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 電　話　03-3664-6243 電話受付時間　月～金（祝祭日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00
日本商品委託者保護基金	日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、㈱日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について 1 千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。

１２．特定取引（差玉向かい）について

差玉向かいとは

委託に基づく「売りの取組高」と「買いの取組高」を集計しその数量の差を差玉といい、その差玉に対し全部又は一定割合に対等する自己玉（商品先物取引業者が自己の計算をもってする取引）を建てることです。

当社では、自己の取引を行っており、当社の自己玉が、お客様とは反対方向の売買になることもあり、利益相反関係になることがあります。

岡安商事株式会社
OKAYASU SHOJI CO.,LTD.

代表取締役会長　　岡本　安明

本　　社　大阪府大阪市中央区北浜２丁目３番８号
電話　06-6222-0001（代表）
東京本部統括店　東京都中央区日本橋人形町１丁目１番１号
電話　03-5642-8551（代表）
福　岡　支　店　福岡県福岡市博多区祇園町４番１３号
電話　092-282-5300
札　幌　支　店　北海道札幌市中央区南一条西５丁目５番地５号
北日本中央ビル６F-C
電話　011-222-5777